

12. 地球温暖化対策

1 2 . 地球温暖化対策

概 況

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の大気中の濃度が高まることにより、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表面の温度が上昇する現象である。地球温暖化の進行によって、海面上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行等の悪影響を及ぼしている。

この地球規模の問題に対し、1997年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)にて「京都議定書」が採択され、1998年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）を公布し、1999年4月に全面施行した。

2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降すべての国が合意のもとに温暖化問題に取り組むための仕組みを示した、「京都議定書」に代わる新しい国際条約「パリ協定」が採択された。

この協定は、世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを言及した。各国の目標は、それぞれの国の異なる事情に照らし差異のある責任を負う各国の能力の原則を反映し実施することとし、日本は2020年までに提出する約束草案で2030年までに2013年比26%減の温室効果ガス削減目標を掲げた。

また、この協定では気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性の強化及び脆弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める、と規定された。これにより、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても進めることが求められている。

それを受け、国は2018年6月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた気候変動適応法を公布し、同年12月に全面施行した。

（1）一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、自らが率先して事務事業を見直し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の削減を行うことを目的とする一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「エコアクション一宮」を策定し、平成13年4月から「第1次エコアクション一宮」を実施している。平成30年度は「第4次エコアクション一宮」（平成28年度～令和2年度）に取り組んでいる。

「第4次エコアクション一宮」では、令和2年度までに温室効果ガスの排出量を平成27年度実績より8%削減することを目標としている。公の施設を含む各庁舎等

の市関連施設を対象とし、環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進し、空調機器や照明器具の適正使用等に率先して取り組み、環境への負荷を低減するように努めている。夏期期間中にはノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」などを実施している。

また、毎月第 1 水曜日を「ノーカーデー」と定め、車通勤の職員に対し、徒歩、自転車、公共交通機関で通勤することを呼びかけている。

① 温室効果ガスの排出状況

平成 30 年度中の市関連施設における温室効果ガスの排出量は、106,375.9 t（二酸化炭素換算値）、基準年度比 0.8% 減少した。そのうち二酸化炭素は、102,487.8 t、全体の 96.3% を占めている。資源やエネルギー使用量は、表 12-1 及び表 12-2 のとおりである。

表 12-1 資源及びエネルギーの使用状況

項目	(単位)	基準年度 (H27)	平成 30 年度	基準年度比 増減 (%)	
エネルギー 使用量	電気	(kWh)	66,398,493	67,491,361	1.7
	ガソリン	(ℓ)	210,471	209,882	△ 0.3
	灯油	(ℓ)	228,379	148,220	△ 35.1
	軽油	(ℓ)	146,491	199,779	36.4
	A 重油	(ℓ)	1,273,183	1,388,835	9.1
	液化石油ガス (LPG)	(kg)	82,475	94,904	15.1
	液化天然ガス (LNG)	(kg)	1,172	257.5	△ 78.0
	都市ガス	(m ³)	3,923,915	4,327,736	10.3
廃プラスチック類	(t)	20,311	20,112	△ 1.0	
水道水使用量	(m ³)	1,228,263	1,181,602	△ 3.8	
コピー用紙	(枚)	21,274,764	20,841,076	△ 2.0	

表12-2 温室効果ガス排出状況

(トンCO₂)

温室効果ガスの種類		基準年度(H27)	平成30年度	基準年度比 増減(%)
二酸化炭素	電気	33,000.1	31,806.7	△ 3.6
	ガソリン	488.3	486.9	△ 0.3
	灯油	568.7	369.0	△ 35.1
	軽油	378.0	515.4	36.3
	A重油	3,450.3	3,763.7	9.1
	液化石油ガス(LPG)	247.4	284.7	15.1
	液化天然ガス(LNG)	3.2	0.7	△ 78.1
	都市ガス	8,750.3	9,650.9	10.3
	廃プラスチック類	56,159.9	55,609.7	△ 1.0
		(CO ₂)	103,046.1	102,487.8
メタン	(CH ₄)	854.7	768.2	△ 10.1
一酸化二窒素	(N ₂ O)	3,291.5	3,090.3	△ 6.1
ハイドロフルオロカーボン	(HFC)	5.8	5.3	△ 8.6
六ふっ化硫黄	(SF ₆)	24.2	24.2	0.0
合計		107,222.4	106,375.9	△ 0.8

② グリーン購入の実施状況

平成30年度中の市関連施設におけるグリーン購入率は87.56%であった。なお、品目別のグリーン購入状況については、表12-3のとおりである。

表12-3 品目別グリーン購入状況

分類		グリーン購入率
紙類・文具類	紙類	83.66%
	文具類	89.92%
	(小計)	85.51%
オフィス家具等	オフィス家具等	96.20%
電化製品等	画像機器等	92.32%
	電子計算機等	99.64%
	オフィス機器等	97.64%
	移動電話等	0.00%
	家電製品	100.00%
	エアコンディショナー等	—
	照明	72.57%
(小計)	89.48%	
自動車等	自動車等	95.03%
消火器	消火器	100.00%
繊維製品	制服・作業服等	89.07%
	インテリア・寝装寝具	100.00%
	作業手袋	71.19%
	その他の繊維製品	5.79%
	(小計)	76.10%
設備	設備	100.00%
役務・公共工事	役務	86.31%
	公共工事	100.00%
	(小計)	86.33%
総合計		87.56%

※グリーン購入率とは、調達対象品目総購入額に占める特定調達物品購入額の割合のこと

(2) 一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、市域内で排出される温室効果ガスの削減を推進するため、平成 24 年 4 月に、一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。この計画の中で、中期目標である令和 2 年度には基準年度（平成 2 年度）比 15%削減を目指し、長期目標である令和 32 年度には基準年度比 80%を削減目標としており、市民・事業者・市の各主体が温室効果ガス削減のため積極的な行動に取り組むよう推進している。

① 温室効果ガスの排出状況

平成 28 年度中の市全域における温室効果ガス排出量は、基準年度比で 2.7%の減少となった。なお、温室効果ガスの部門別排出量については、表 12-4 のとおりである。

表 12-4 一宮市域内の温室効果ガス排出量(推計量)

(トンCO₂)

部門	基準年度 (平成 2 年度)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	基準年比 (%)
産業	1,305,059	915,269	894,282	931,843	71.4
民生業務	261,716	292,464	292,064	294,749	112.6
民生家庭	328,021	485,271	457,728	465,787	142.0
運輸	471,169	573,948	581,826	582,009	123.5
廃棄物分野	55,593	83,608	78,106	82,651	148.7
農業分野	9,162	6,540	7,553	7,553	82.4
合計	2,430,720	2,357,101	2,311,559	2,364,592	97.3